

営繕工事及び業務における書面の押印等の見直しについて

営繕工事及び業務における書面の署名及び押印（以下「押印等」という。）の取扱いにつきまして、下記のとおり見直し、運用を開始しますので、お知らせします。

記

1. 対象となる工事・業務

国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部[※]及び営繕事務所が発注担当である工事、建築設計業務、工事監理業務及び敷地調査

※ 北海道開発局営繕部、内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課を含む。

2. 押印等の見直し

技術基準[※]を改定し、書面の押印等を廃止しました。

※ 公共建築工事標準仕様書等の工事関係仕様書、公共建築工事標準書式、公共建築設計業務委託共通仕様書、建築工事監理業務委託共通仕様書及び敷地調査共通仕様書

3. 運用

(1) 発注者（監督職員、調査職員）あてに提出する工事書類等は、押印を省略し、原則として、オンライン（電子メール又は情報共有システム）により提出していただきます。

・ 工事[※]の場合、情報共有システム

※小規模なもの、工期の短いものなどを除く。

・ 建築設計業務、工事監理業務及び敷地調査の場合、電子メール又は情報共有システム

(2) オンラインによる提出が困難な場合は、書面による提出も可能です。

書面の押印等を省略する場合は、当該書面に「責任者及び担当者の氏名」「連絡先」を記載していただきます。（ただし、定例会議等で直接、発注者に提出する場合は不要です。）

(3) 取扱いの詳細は、工事の現場説明書、業務の特記仕様書等をご確認ください。

4. 運用取扱開始日

本取扱いは、令和3年4月1日以降に入札手続を開始する案件について適用します。入札手続中又は契約済の案件における取扱いについては、各発注者にお尋ねください。

5. その他

入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについては、次のお知らせをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/common/001381012.pdf>

【問い合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

電話（代表）：03-5253-8111

工事に関すること

整備課建築技術調整室施工基準係（内線：23464）

建築設計業務、工事監理業務、敷地調査に関すること

整備課技術管理係（内線：23434）

※ 個別事業での取扱いについては、各発注担当までお問合せください。